

賃貸住宅のご入居者様の大切な家財や賠償責任などを 3つの補償で幅広くサポートします。

本商品は、賃貸住宅にお住まいの方を対象として、事故により所有する家財に損害が生じた場合、賃貸借契約に基づき賃貸住宅の修理費用等を負担した場合、偶然な事故により賃貸住宅の貸主に対して損害賠償責任を負担した場合および日常生活において他人に対して損害賠償責任を負担した場合等、幅広く補償する保険です。

1 家財の補償

家財に損害が生じた場合の損害額（※再調達価額）
※「再調達価額」とは損害のあった家財と同等のものを再購入するのに必要な額をいいます。

同居人の家財も補償

親族のほか、賃貸借契約上の同居人^(注)の家財についても補償の対象となります。

(注) 保険申し込んだ建物または住戸室の賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。ただし、法人を除きます。



失火やもらい火による**火災、落雷**
ガス爆発などの**破裂・爆発**



風災、雹災、雪災
による破損



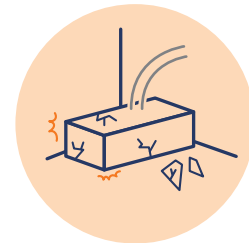
台風や集中豪雨に伴う
川の氾濫などによる**水災**



給排水設備に発生した
事故などによる**水ぬれ**



家財や現金などの
盗難



不注意などによる**破損、汚損等**
免責金額(自己負担額)1万円

3 賠償責任の補償

大家さんへの賠償責任
および第三者への賠償責任 1,000万円

借家人賠償責任の補償

火災・爆発・水漏れなどの不測かつ突発的な事故により借戸室を損壊させてしまい、大家さんに対する法律上の損害賠償責任が生じた場合

(注) 破損、汚損の場合：免責金額（自己負担額）1万円

※1回の事故に対して支払う賠償責任補償の保険金の限度額は、借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円となります。



2 費用の補償

賃貸借契約に基づき 修理した費用
その他サポートする費用



借戸室修理費用等保険金

例 泥棒が入って割られた窓ガラスを貸主との契約に基づき、自己の費用で修理した。

不測かつ突発的な事故によって借戸室に損害が発生し、貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合（法律上の損害賠償責任を負担する場合等を除きます。）の修理費用をお支払いします。

お支払いする保険金の額

● 修理費用の実費^(注) (1回の事故につき300万円が限度) (注) 破損、汚損等の場合： $\text{修理費用の実費} - \text{免責金額(自己負担額)1万円}$

■ 死亡による修理費用

借戸室内における被保険者の死亡により生じた、借戸室の修理、清掃または消臭・消毒費用

お支払いする保険金の額

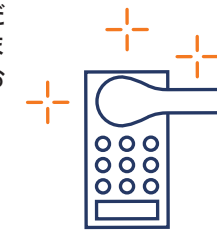
● 1回の事故につき上記損害を合計して100万円が限度

ドアロック交換費用保険金

日本国内において保険申し込んだ借戸室のドアのカギが盗まれ、ドアロックを交換した場合にお支払いします。

お支払いする保険金の額

● ドアロックの交換費用の実費
(1回の事故につき3万円が限度)



事故時諸費用保険金

損害保険金が支払われるべき場合に、事故の際に必要な諸費用をお支払いします。

お支払いする保険金の額

● 損害保険金×30%
(1回の事故につき、100万円が限度)



■ 遺品整理費用

被保険者が死亡したことにより、借戸室の賃貸借契約等が終了する場合における遺品整理費用

失火見舞費用保険金

借戸室から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の建物やその収容動産に損害が発生した場合に、支出した見舞金等の費用をお支払いします。

お支払いする保険金の額

● 支出した見舞金等の費用の実費
(1被災世帯あたり30万円が限度。1回の事故につき「損害保険金×30%」が限度)



地震火災費用保険金 地震保険ではございません。

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、家財が全焼またはその家財を収容する建物が半焼以上なった場合にお支払いします。

お支払いする保険金の額

● 家財保険金額×5%



個人賠償責任の補償

次の①②に該当する事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負う場合

- ①借戸室の使用または管理に起因する事故
- ②被保険者の日常生活に起因する事故 被保険者：保険の補償を受けられる方

